

裁判員法103条による年次公表資料(103条公表)の公表項目案について

103条公表の基本コンセプト(裁判員裁判の実施状況の全体像を提示するとともに、国民の関心が高い項目や、運営上の課題に資する事項については、重点的に公表)に基づく具体的な公表項目(例) ~ 資料4 - 2のとおり

公表に当たっての基本方針

公表の内容面について

(1) 重点公表事項

- 【選任手続】 辞退事由判断の運用状況
個別事件毎の裁判員候補者の選定数
裁判員候補者名簿の記載人数(名簿規模)
- 【公判手続】 公判審理
公判前整理手続

(2) 公表するデータ

- = 裁判員制度の実施に関するものが基本
裁判員裁判実施前の事件に関する情報も参考として一部盛り込む予定
(経年変化の把握のため)
審理期間・開廷回数や公判前整理手続期間・回数など、公判手続に関する上記重点公表事項を主に対象とする予定
初年度は施行前の事件との比較にならざるを得ないが、次第に裁判員裁判実施事件同士の経年変化の比較へと変化していくことを想定

公表の形式面について

- (1) 個々の公表項目毎に図表を作成し、適宜グラフを併用する予定
- (2) 各図表(群)の冒頭に図表の意味等に関する説明を加えるほか、手続の全体像や各図表との関連性が把握できるような説明を適宜加える予定
- (3) 資料の冒頭に、資料全体の構成やわかりにくい用語等について概括的に説明する前文を盛り込む予定

なお、資料全体の構成や公表項目の配列等については、今後資料を取りまとめる過程で、よりわかりやすいものとすべく引き続き検討